

恒吉小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる，どの子どもも被害者及び加害者にもなりうるという事実を踏まえ，児童の尊厳が守られ，児童をいじめに向かわせないための未然防止に，すべての教職員が取り組むことから始めて行く必要がある。

未然防止の基本となるのは，児童が周辺の友人や教職員と信頼関係の中，安心・安全に学校生活を送ることができ，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり，学校づくりを行って行くことである。児童に集団生活の一員としての自覚や自身が生まれることにより，いたずらにストレスにとらわれることなく，互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待される。

※ 文部科学省 いじめ防止基本方針の策定について（通知）

参考2 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイントより抜粋

2 いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する 学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）

であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「一定の人的関係」とは，学校の内外を問わず，同じ学校や学級，部活動，塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは，身体的な影響のほか，金品をたかられたり，物を隠されたり，嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童生徒の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断するものである。

※ 被害を受けた児童生徒本人が，心身の苦痛を感じるに至っていない場合についても，加害行為を行った児童生徒に対する指導等については，法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

※ いじめられた児童生徒の立場に立って，いじめに当たると判断した場合にも，学校が「いじめ」という言葉を使わず指導するなど，その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことも留意する。ただし，厳しい指導を要しない場合であっても，法が定義するいじめに該当する場合には，事案を直ちに学校いじめ対策組織へ情報共有しなくてはならない。

3 具体的ないじめの態様

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的にすることなく，いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

- ・冷やかしかからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ，集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

4 「いじめ解消」の定義

① いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童生徒・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

5 「恒吉小いじめ0宣言」と4つの共通認識

- ☆ いじめを許さない学校づくりを目指します。
- ☆ 学校は、家庭・地域と連携して子どもの命を守ります。
 - ・ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる。
 - ・ いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許されない。
 - ・ いじめられている子どもを必ず守り通す。
 - ・ 暴力をふるう、金品を盗む、たかる、誹謗中傷等は、犯罪行為である。

6 未然防止のための具体策

(1) 子ども理解のために

ア いじめ・不登校対策委員会

必要に応じて、ケース会議等を開いたり、実態把握と共通理解に努めたりする。重大事案の場合は、警察等関係機関との連携を図る。

イ 全職員による共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、全職員の共通理解を得る。

- 児童の実態把握と確認 ・職員会議 ・職員連絡会 ・週反省（毎週金曜日）
- 校内研修（※ いじめの問題に関する各種研修の充実）

(2) 自己有用感や自己肯定感を育むために

ア 居場所づくりと絆づくり(「つらいことがつらいと言える」人間関係づくり)

まずは、全教職員が一人一人の児童を受け止めることから始める。

〈居場所づくり〉

互いに傷つけ合ったり、相手を馬鹿にしたりするような言動による些細なトラブルを減らしていくことから、一人一人が安心・安全に過ごせる学校・学級づくりに取り組む。

- ・ あいさつ：時と場合に応じたあいさつ
- ・ ふわふわ言葉とチクチク言葉
- ・ さわやかな話し方

〈絆づくり〉

相手や周りを気づかおうとする態度、他者や集団との関わりを大切にしようとする態度を育むことから始める。

- ・ 学校行事、児童会活動への取組
- ・ 当番活動、係活動、清掃活動、委員会活動

イ 学校教育活動(自尊感情、共感的・私事的な人間関係、集団としての問題解決力)

授業の工夫と仲間づくり(学級づくり)の充実

- ・ 子どもに届く声掛け・見届け
- ・ みんなで教え合い(「分からないことが分からないと言える」授業づくり)
- ・ 高め合う関係づくり

(3) いじめに向かわない態度、能力の育成のために

ア いじめに向かわない態度、能力の育成

道徳授業の充実はもちろん、学級活動や各教科の授業や活動を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いを認め、尊重する態度を養う。

- ・ 道徳の授業を要に、「思いやり」「生命尊重」「人権」を大切にする指導の充実に努める。
- ・ 学級活動の時間等を活用し、発達段階に応じていじめの未然防止や解決の手立てについて考え、学習する機会を設ける。
- ・ 構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング等を積極的に活用し、共感的・支持的な人間関係及び自己表現できる力やコミュニケーション能力を育む。

7 早期発見の手だて

(1) 教師による観察

休み時間や昼休みの雑談等の機会を通して、子どもたちと会話する機会を増やし、信頼関係のパイプを太くする。(「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」といった基本的な姿勢の共通認識)

(2) 毎月のいじめアンケートの実施

毎月一回アンケートを実施し、子どもたちの実態把握の一助とする。また必要に応じて随時実施することでより深い把握に活かす。(「学校楽しいーと」「SNS チェックシート」の活用)

(3) 地域、関係機関、保護者との連携(家庭訪問、個別面談、教育相談、学校評価等)

いじめ発見のきっかけは、「保護者からの訴え」が多い。いじめられている子どもは、家庭でも様々なサインを出していることが考えられる。保護者と話し合う機会を設け、保護者の理解と協力を図ると共に、積極的な情報収集に努める。

8 いじめ発見時の対応

【基本的な考え方】

発見・通報を受けた場合には、特定の職員が抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的な配慮の下、毅然とした態度で加害者児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

※ 文部科学省 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイントより抜粋

9 重大事態の発生と緊急対応

(1) 重大事態の意味

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神症の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速な調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態への緊急対応

ア 重大事態の報告

いじめによる重大事態を認知した場合、学校は教育委員会を通じて、直ちに市長へその事実を報告します。

イ 全校体制による緊急対応

学校の「いじめの防止等の対策のための組織」は、以下に例示するような対応について、あらかじめ緊急対応策等を策定しておき、チーム体制による組織編成で、教育委員会と連携して全校体制で対応します。

- 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- 児童生徒の状況確認と支援・指導、児童生徒・保護者・教職員の心のケア
- PTA・警察などとの連携など

ウ 学校又による調査

学校は「校内いじめ防止対策推進委員会」で調査を進めます。

エ 学校における調査

- いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、調査委員会において、速やかに調査を行います。
- 重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じ、市長に報告します。

10 いじめ発見時の緊急対応

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応)

- いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 犯罪性のあるいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、警察と連携して対応
- 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会や職員連絡会で、情報共有を図る。(いじめと定義される事案については、いじめ対策委員会に報告し、情報を共有)
- 速やかに関係児童から情報を聞き取り、いじめの有無の確認と、早期対応に取り組む。

(2) いじめられた児童とその保護者への支援)

- 「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高めるように留意する。
- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に確認した事実を伝える。

- いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去する。
- いじめられた児童にとって信頼できる人物(友人や教職員)と連携し、寄り添い支える体勢を整える。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分注意を払い、適宜必要な支援を行う。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言)

- 速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、連携した対応への協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- いじめは人間として絶対に許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、いじめた児童の安心、安全、健全な人格の発達に配慮する。(いじめを行った児童へ適切な指導を行う。)

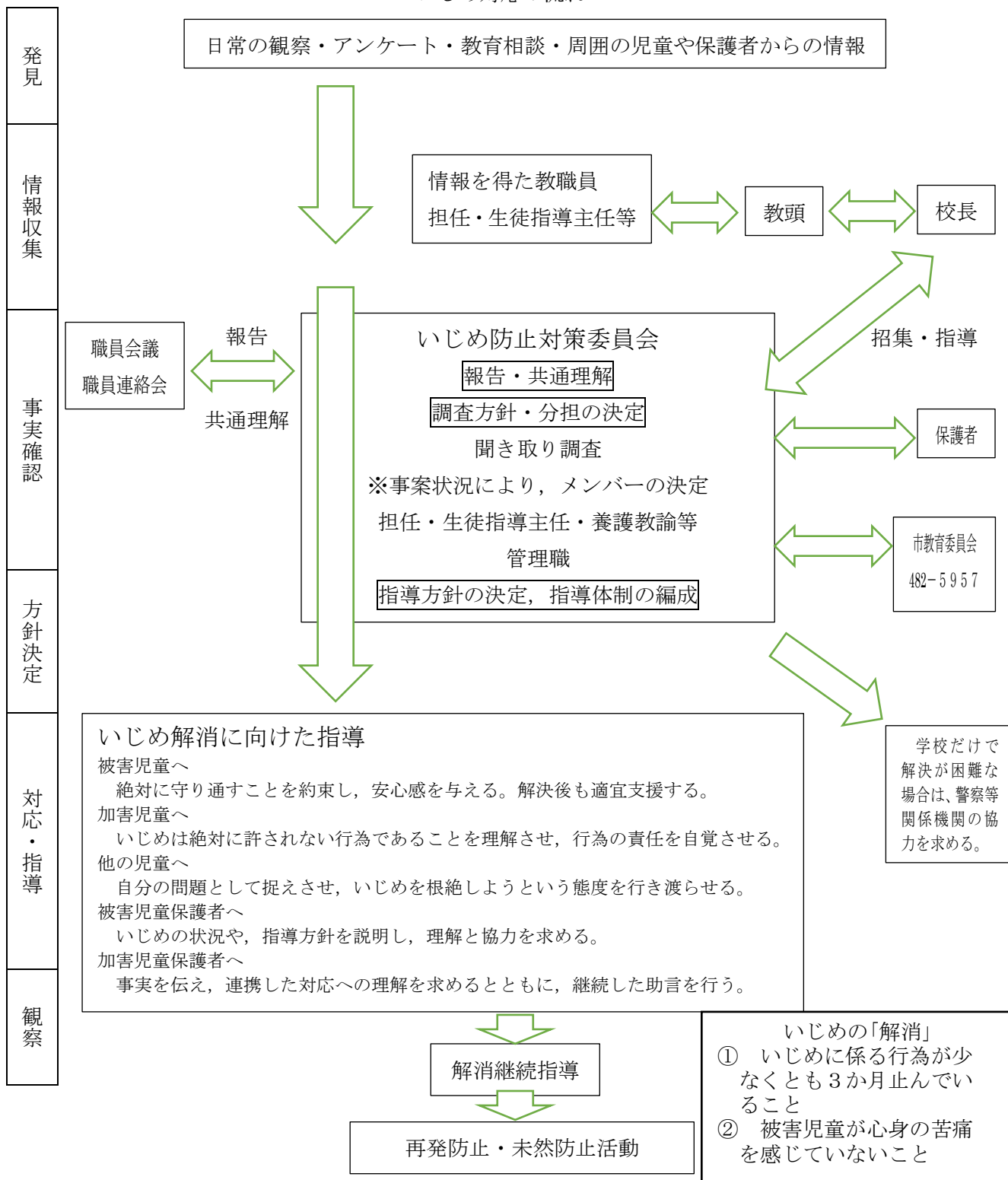
(4) いじめが起きた集団への働きかけ)

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- 話し合いを行うことで、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。※ 「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、状況に応じて指導に幅を持たせる。
- いじめの解決は、被害児童、加害児童を含めた全てが、望ましい集団活動を取り戻すことであると押さえる。

11 いじめが起こった場合の組織的対応

いじめを認知した場合、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうこともある。このような状況を避けるためにも、いじめ防止対策委員会による緊急会議を開き、今後の方針を立て、組織的に取り組む。

いじめ対応の流れ



※ 状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。
 ※ いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重大な場合や、情報が不確かな場合等では、把握した状況を下に十分検討協議し、慎重に対応する。
 ※ 生命・心身または財産に重大な被害があり、または、相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくされるなどの重大事案が発生した場合、速やかに市教育委員会に事案発生を報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。そして、市教育委員会との調査委員会の中で、事実関係の確認、被害児童及び加害児童の今後について検討する。